

9 児童福祉法による障がい児支援

(1) 障がい児入所支援

障がい児入所支援については、児童相談所への相談が必要です。詳細については、お問い合わせください。

■栃木県中央児童
相談所
TEL 665-7830
FAX 665-7831

(2) 障がい児通所支援

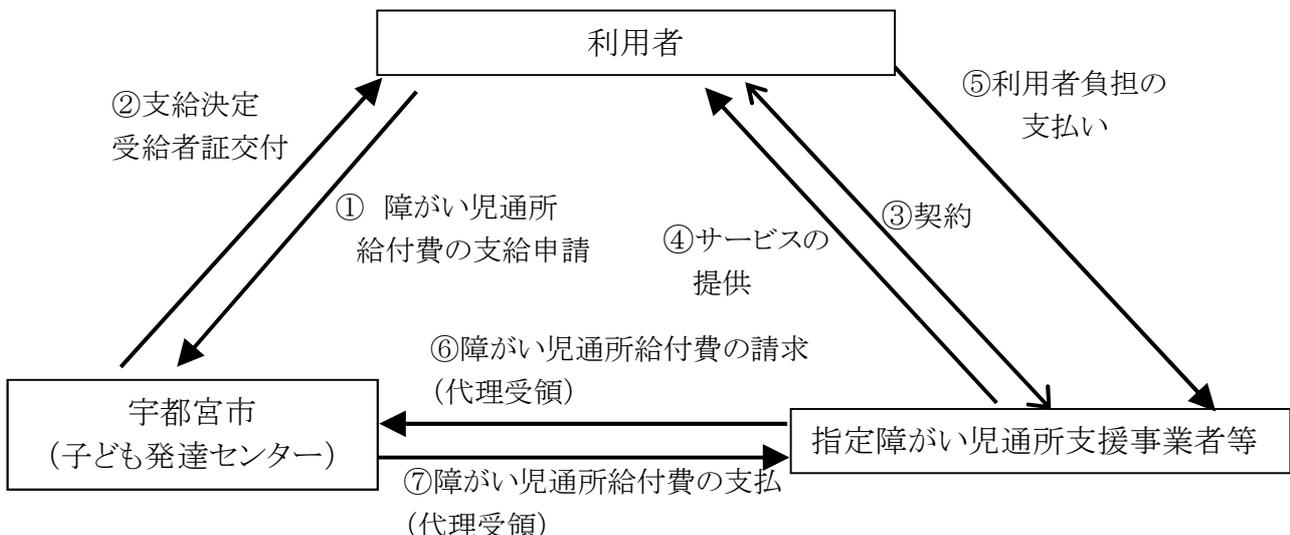
障がい児通所支援の申請窓口は、子ども発達センターになります。支援の種類と内容については、以下の通りです。

■子ども発達
センター
TEL 647-4721
FAX 647-4715

支援	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学で、肢体不自由のある理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・認定こども園等に通う主に知的障がいのあるお子さんに対し、支援員が保育所等に訪問し、集団生活への適応を促すことを目的とした療育を行います。
居宅訪問型児童発達支援	病気や重度の障がいなどによって児童発達支援を受けるための通所が困難な障がい児に対し、支援員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

<利用の手続き>

所定の申請書に必要事項を記入し、子ども発達センターへ申請をしてください。また、障がい児通所支援の利用には指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「障害児支援利用計画」、又は申請者が作成する「セルフプラン」の提出が必要になります。



※利用者のご負担については、世帯の収入に基づいて決定されます。

また、障がい福祉サービスと障がい児通所支援、両方の利用時には、高額償還の対象になる場合がありますので、詳細については、子ども発達センターへお問い合わせください。